# 港区立健康増進センター管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と医療法人財団百葉の会（以下「乙」という。）は、平成31年３月15日付けで締結した「港区立健康増進センター管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第５２条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和５年４月１日から適用する。

１　原協定第２０条第１項を次のように改める。

（個人情報の保護）

第２０条　乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等の関連法令及び別紙１「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

２　原協定別紙１「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

本変更協定の締結に証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年４月１日

甲　港区芝公園一丁目５番２５号
港　区　長　　武　井　雅　昭　　印

乙　静岡県富士市五貫島１７５番地
医療法人財団　百葉の会
理　事　長　　湖　山　泰　成　　印